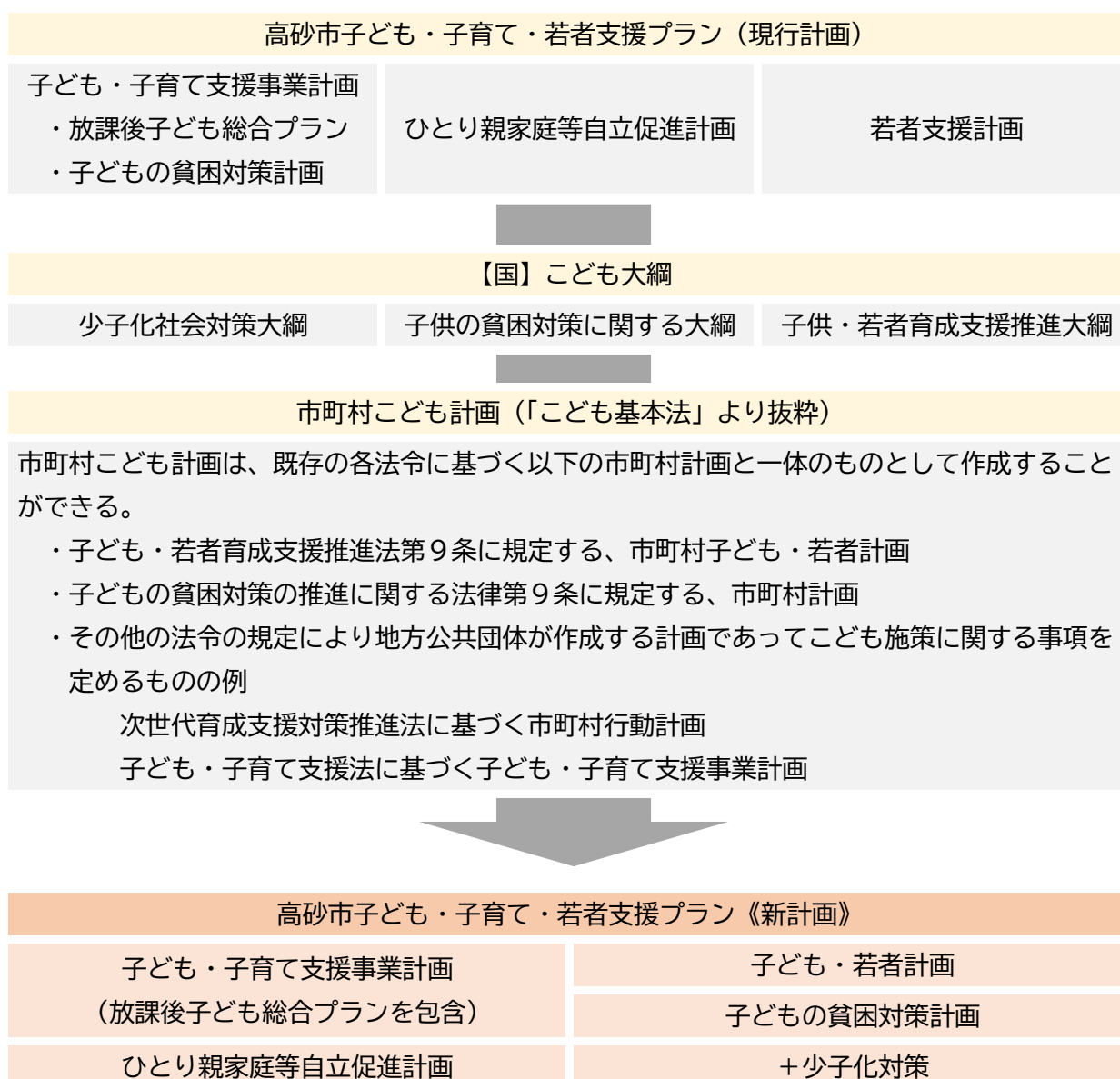


高砂市子ども・子育て・若者支援プランの概要

1. 「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」とは

1) 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条の規定に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化した計画となります。
- さらに、本計画は市のまちづくりの総合的指針である「高砂市総合計画」や「たかさご未来総合戦略」、「高砂市地域福祉計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。



2) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間となります。
- なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3) 計画の対象

- 現行計画においては、下記の年齢等を対象としています。

- 「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。
- 「ひとり親家庭等自立促進」については、計画の対象を、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭とします。
- 「若者支援」については、計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。

- 国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

4) 計画の策定体制

①会議における協議

- 本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て・若者支援施策を子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育て及び若者の当事者で構成する「高砂市子ども・子育て・若者会議」、「高砂市子ども・子育て部会」及び「高砂市若者部会」、「子ども・子育て・若者支援施策検討委員会」にて審議を行います。

②パブリックコメントの実施（令和6年10～11月頃を想定）

- 素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。